

序章 計画作成の目的と位置づけ

第1節 計画作成の背景と目的

(1) 計画作成の背景

富士吉田市は（以下、「本市」という。）、富士山を中心とした豊かな自然環境に恵まれ、古くから富士山信仰のまちとして栄えてきました。また地場産業である繊維産業の発展とともに、政治・経済・文化の面で富士北麓地域の中心都市としての役割を果たしてきました。本市には、富士山と共に育まれた人々の暮らしや、北口本宮富士浅間神社と御師町が育んだ巡礼文化、農業を補う生産手段となった織物産業など、地域にとってかけがえのない歴史文化が存在します。

2013（平成25）年6月には「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」が世界文化遺産に登録されました。世界文化遺産の登録を受け、歴史と文化財保護に対する市民意識が次第に向上していく一方、本市への観光客は飛躍的に増加し、とりわけ外国人観光客の増加は著しいものとなっています。2017（平成29）年の本市への観光入込客数は760万人を超え、県内の市町村では最多となりました。これは山梨県全体の観光入客数の約16%を占めました。ところが、2020（令和2）年から新型コロナウイルス感染症が流行した影響により、2021（令和3）年の観光入客数は約260万人と大幅に減少しました。2022（令和4）年の観光入客数は約400万人と回復傾向であり、2023（令和5）年に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、本市を訪れる観光客が再増加しています。

国内外問わず多くの観光客が訪れる本市の人口は年々減少傾向であり、2024（令和6）年は46,477人となりました。また65歳以上の人口割合は2020（令和4）年で30.9%と全国平均の28.7%を上回っています。人口減少や少子高齢化、核家族化による連帯感の希薄化、文化資源の担い手不足などにより、地域の重要な文化資源が失われるおそれがあります。

地域にとって欠かせない歴史文化を将来にわたり継承し、増加が予想される観光客に本市の魅力をより効果的に発信し、より長く滞在してもらうためには、行政や文化財所有者だけでなく、地域住民をはじめ、保存・活用に関わる多様な個人・団体の連携・協力が必要です。さらに、保存・活用をするためには、個別の対応のみならず、一体的に保存・活用する取組も必要です。

第6次富士吉田市総合計画をはじめとする計画においても、文化・芸術を振興し、文化財を保存・活用することで地域の活性化を図ってきました。今後は保存・活用を総合的かつ計画的に実施する方針や、具体的な取組内容を明確にする必要があります。

本市では2019（平成31）年に「富士吉田市文化財保存活用地域計画」（以下、「第1期計画」という。）を作成し、歴史文化の把握、保存・活用を図ってきました。計画期間は2019（平成31）年度から2024（令和6）年度までの5か年度であるため、第1期計画を見直す時期となりました。

気候変動による自然災害の頻発化や、AIをはじめとした技術革新など、第1期計画作成時から本市をとりまく社会情勢は変化し、とりわけ新型コロナウイルス感染症の拡大は人々の生活様式や社会通念を大きく転換させました。感染症拡大を防止するため、多くの行動制限措置が取られ、人々の協働によって成立する祭礼行事やイベントなどが実施できず、存続の危機に立たされました。2020（令和2）年、本市では「吉田の^{ひまつり}」の開催が中止となり、2021（令和3）年は規模を縮小した形での開催となりました。こうした急速な社会情勢の変化は、第1期計画作成時に想

定できなかったものであり、第1期計画の取組を現状に適応した形で継続していく必要があります。社会の動向に合わせた計画の内容を再検討し、本市の歴史と文化を持続させ、地域をさらに活性化していくことを目指します。

(2) 計画作成の目的

世界文化遺産である富士山の麓に位置している本市は、多様な歴史文化を有しています。第1期計画では歴史文化に対する市民の理解を促し、地域への「誇り」を醸成し将来へ継承できるよう取り組んできました。

第1期計画を作成してから月日が経過した現在では、コロナ禍とその影響など、富士吉田市の社会、日本の社会、ひいては世界の社会の状況も大きく変わりました。そうした変化のなか、文化財の継承等、新たな課題も生じてきています。現状において新たな課題及び継続して取り組むべき課題を整理し、新たな社会情勢に対応した形で、課題解決へ向けての措置を実施するため、「第2期 富士吉田市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を作成しました。

第2節 計画期間

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5か年度とします。

計画名	年度					
	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
第6次富士吉田市 総合計画				次期計画		
第2期 富士吉田市 文化財保存活用 地域計画			5年間	※整合性を図る		次期計画

(2) 計画の評価と見直し

第1期計画の分析は、本計画の第5章で行います。本計画に定める文化財の保存・活用の取組を効果的に進めていくため、定期的な評価を実施し、その結果を富士吉田市文化財審議会に報告し、聴収した意見を踏まえて次年度以降の取組に活かしていきます。また、本計画期間の最終年度となる2029（令和11）年度に、計画の進捗状況を確認し、総合的に評価します。また、上位計画である第6次富士吉田市総合計画が2027（令和9）年度に完了し、2028（令和10）年度から次期総合計画に移行する予定です。次期総合計画の作成時期に合わせ、2027（令和9）年度に計画の整合性を図ります。計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や上位関連計画との関連性を踏まえ、事業計画の変更が必要になった場合には計画の見直しを行います。

変更の内容が軽微な場合は山梨県及び文化庁へ情報提供を行います。が、「計画期間の変更」、「域内に存する文化財の保存に影響を及ぼす恐れのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じる恐れのある変更」に該当する場合は、文化財保護法第183条の4及び文部科学省令に基づき、改めて文化庁長官へ変更の認定を申請します。

第3節 地域計画の位置づけ

(1) 文化財保存活用地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法の第183条の3に位置づけられた法定計画であり、本市における文化資源の総合的な保存・活用に関する基本方針と具体的な措置を定めたマスタープランかつアクションプランです。

本計画は、市政の最上位計画である第6次富士吉田市総合計画と、教育分野の上位計画である富士吉田市教育大綱のもとに体系づけられます。また富士吉田市における文化資源の保存・活用にあたっては、県の方針である山梨県文化財保存活用大綱を勘案し、都市計画や景観、観光にまつわる関連計画と連携・調整を行います。本計画はこうした位置づけのもと、地域計画に掲げる取組を推進していきます。



図序・1 第2期 富士吉田市文化財保存活用地域計画の位置づけ

(2) 上位計画の概要

本計画では「第6次富士吉田市総合計画」と「富士吉田市教育大綱」を上位計画に位置づけ、これに即します。

1) 第6次富士吉田市総合計画 (2022(令和4)年度 改訂)

計画の 位置づけ	市政を進めるための指針となる最上位計画です。
計画の概要	基本理念：『富嶽共創』 将来都市像：『富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田』 ・基本計画：2018（平成30）年度～2027（令和9）年度（10年間） ・基本構想（計画期間10年）、基本計画（計画期間10年、計画中期で見直しを行う）、実施計画（計画期間5年間、毎年度見直しを実施、基本計画見直し時には、合わせて実施計画も新たに策定）で構成。 ・将来都市像の実現に向け、6分野（1 安心で健やかな暮らしを支える「保健・医療・福祉」の向上、2 心豊かな人を育む「教育・文化・スポーツ」の充実、3 未来につなげる美しく快適な「生活環境・景観」の創造、4 暮らしの安全性・利便性を高める「都市基盤・防災環境」の整備、5 活力とにぎわい・交流を生み出す「地域・産業・観光」の振興、6 みんなで未来を考え取り組む健全な「地域経営」の推進）の施策展開の方向や方針を体系的に定めます。
文化資源に 係る取組	●文化・芸術の振興 ①文化振興施設の充実 歴史的・文化的・自然的に貴重な資源を有する博物館エリアの機能を向上することにより、世界文化遺産である富士山の価値を高め、さらに後世に継承するため、「富士の杜・巡礼の郷公園」として博物館エリアの整備を進めます。 ②文化・芸術活動の推進 市内の各文化芸術サークルや自治会文化部などへの活動支援を引き続き行うとともに、文化祭公募展や生涯学習フェスタなど日ごろの活動の成果を発表する機会の提供や内容の充実により、文化芸術の振興を図ります。また、本市の文化芸術活動の母体となる富士吉田市文化協会と連携し、将来の文化芸術の振興を担う若年層の文化活動への支援に努めます。さらに、本市の文化芸術活動の拠点となるふじさんホール及び市民会館では、指定管理者制度を活用しながら、さらに質の高い文化芸術公演などを開催し、市民の文化レベルの向上に努めます。 ●文化財保存と活用 ①文化財等保存・活用の推進 指定文化財の保存活動への財政支援や埋蔵文化財の調査及び指導等に積極的に取り組むとともに富士山信仰をはじめとした本市の歴史文化的財産の保存活用を図るため文化財専門職の確保等、体制整備に努めます。併せて、本市における御師料理等の食文化や学術的に重要な市内全域の文化財について、長期的な視点に立った保存計画や整備活用を進めるための方針を定めていきます。

文化資源に係る取組	②保存・展示施設の充実 本市にとって歴史的価値の高い資料の適切な保存管理と活用を図ります。また、展示設備やコンテンツの更新を計画的に行なうこと、企画展や講座、ワークショップなど魅力ある企画で幅広い層に利用してもらえる施設を目指します。そして世界文化遺産である富士山の歴史と文化を後世に伝えていく重要な役割を担う博物館施設や附属施設の旧宮下家住宅や旧武藤家住宅を中心に、道の駅、富士山レーダードーム館、富士の杜・巡礼の郷公園と連携を図りながら運営を行い、来館者のさらなる集客を図ります。
-----------	--

2) 富士吉田市教育大綱（2020（令和2）年3月）

計画の位置づけ	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づく、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。
計画の概要	・富士吉田市教育委員会において制定された「富士山教育憲章」を本市の教育大綱における教育理念とし、知識の習得、心と身体の健全発育、個人を尊重するひとづくりを行います。 ・本市の教育行政については、「教育・文化・スポーツ」の充実を図るため、5つの分野（1 学校教育の充実、2 青少年の健全育成、3 生涯学習の充実、4 文化・芸術の振興、5 スポーツ・レクリエーションの振興）に分けて、重点施策を推進していきます。
文化資源に係る取組	●文化・芸術の振興 世界文化遺産富士山の構成資産も含め、市内に多数ある国・県・市の指定文化財について、長期的な視点に立った保存や活用に向けて、取組を促進します。 ・学術的に重要であると思われる市内全域の文化財について、長期的な視点に立った保存計画や活用整備を進めるための方針を定め、文化的景観、歴史的建造物などを活用したまちづくりの推進に活かします。 ・世界文化遺産である富士山の歴史と文化を後世に伝えていく重要な役割を担う博物館や附属施設「御師旧外川家住宅」において、充実した企画展や講座、ワークショップを開催し、来館者の増加を図ります。

(3) 主な関連計画の概要

本計画では、「富士吉田市都市計画マスタープラン」、「富士吉田市景観計画」、「富士吉田市観光推進計画」、「富士吉田市デジタル田園都市構想人口ビジョン・第3期地域創生総合戦略」、「富士吉田市地域防災計画」を関連計画と位置づけ、これと連携・調整します。

1) 富士吉田市都市計画マスタープラン (2022(令和4)年3月)

計画の位置づけ	都市計画法に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村が行う都市計画の最も基本となる計画です。
計画の概要	将来都市像：『富士の恵みと幸せを紡いでまちを織る 活力創造都市 富士吉田』 ・計画期間：2022(令和4)年度から2041(令和23)年度（計画期間20年間） ・長期的な観点（概ね20年後の将来）から、将来目指すべき都市の姿を「将来都市像」として描き、将来都市像の実現に向けたまちづくりの考え方を明らかにしています。 ・都市づくりの主要な課題を解決し、将来都市像を実現するため、5つの「都市づくりの基本理念」を掲げ、都市活動の中心であり本市の顔となる「拠点」、都市間や都市内を連携し本市の発展を支える「軸」、最も基本的な土地利用を示す「ゾーン」の3つの要素で、将来都市構造を構成します。
文化資源に係る取組	●都市づくりの部門別方針 ■景観形成の方針 ①富士山の眺望を守り、活かす ・富士山の眺望を活かし、富士山の景観を引き立てるため、(都)吉田本通り線等における電線類の地中化、沿道建物や屋外広告物の形態コントロールを図り、富士山の景観に配慮した道路空間整備を推進します。 ・用途地域外では富士山の景観に配慮した建築形態規制を、自然環境の保護・活用や環境を阻害する土地利用の制限等の施策と連携して推進し、富士山の眺望を保全します。また、新倉山浅間公園の展望台等、富士山眺望点の整備に当たっては、眺望に配慮した施設整備、景観誘導を図ります。 ②歴史・文化を守り、活かす ・富士山の世界文化遺産登録の決定を受け、登録を継続していくためにも上吉田地区における富士山の文化的な景観を維持・保全し、次世代へ引き継ぎます。 ・特に、富士講の歴史が色濃く残る御師の町並みの修景を進めるとともに、中心市街地から御師の町並み、歴史ある北口本宮富士浅間神社、リフレふじよしだを結ぶ歩行者ネットワークの形成を進めます。 ・北口本宮富士浅間神社・吉田口登山道周辺の景観を保全・整備し、歩行者ネットワーク沿道の歴史的な家並みと調和した沿道景観、歩行者が休憩するポケットパークを整備し、歩いて楽しい魅力ある環境を形成していきます。 ・各地域にある神社仏閣や鎮守の森、遺跡や史跡、祠及び巨木や古木など、隠れた歴史資源の掘り起こしを行うとともに、必要に応じて整備等を行い、歴史的文化遗产や伝統文化の保全と活用を図ります。 ●地域別構造 ・上吉田地域 将来像：『富士の自然・歴史・文化を活かした広域観光交流のまち』 基本目標：富士の自然・歴史・文化の活用、広域観光交流まちづくりの推進

2) 富士吉田市景観計画 (2016(平成28)年3月)

景観法に基づき景観行政団体が法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」です。景観形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定めます。

計画の位置づけ

基本理念：『継承 保全 創造 育成』

景観形成目標像：「富士山を未来にひきつぐ おもてなしの景観創造まちづくり」

計画の概要

- ・景観形成の4つの目標のもと、市全体の景観形成方針と類型別の景観形成方針、地域別の景観形成に関する方針を定めています。市の中でも特に先導的かつ積極的に景観形成を進めるべき重要な地区を「景観形成重点地区」に定めています。

文化資源に係る取組

区分	名称
緑色	山並み景観ゾーン
黄色	富士山麓景観ゾーン
オレンジ色	里地・里山景観ゾーン
黄色	市街地景観ゾーン
青い点線	歴史・文化景観軸
青い実線	富士山眺望景観軸
オレンジ色点線	東西市街地景観軸
オレンジ色実線	南北市街地景観軸
緑色点線	富士登山自然景観軸
赤い星	景観拠点
赤い星	富士山眺望ポイント

図序・2 景観構造図

文化資源に係る取組	■景観軸の方針 ・富士登山自然景観軸 ①保全を基本とし、補修などの維持管理に際しては、周囲の自然景観に違和感を与えない形態・意匠の工夫をする。 ②設備類を設置する場合は、景観資源に向けて露出しない等、景観資源に面する部分が美しい設えとなるよう工夫すること。 ・歴史・文化景観軸 ②電線類の地中化を図り富士山への眺望を確保する。 ②地区の環境にふさわしい、富士吉田らしさを感じさせる新たな町並み景観を創造する。 ③サインや案内板の整備を図り、来街者を誘導・滞留させる工夫をする。 ■景観拠点の方針 ・歴史的景観拠点 ①信仰の対象ではあるが、市の貴重な観光資源であり、歴史的景観拠点の中心でもある。継承・保全を基本として周辺環境の維持に努める。 ②設備類を景観資源に面した部分に向けて露出しない等、景観資源の阻害要因とならないように配慮する。 ・富士山駅周辺地区景観拠点 ①世界遺産登録にともない増加が予想される来街者をおもてなしする駅前広場整備を検討する。 ②建築物や工作物は、統一のある町並みの創造を目指し、デザインや色彩に関するルールづくりを行い、景観をコントロールしていく。 ③屋外広告物の掲出にあたっては、適切な規模、デザインにより、乱雑さを防ぎ、周辺の景観に配慮するなど、影響の軽減等の工夫をする。 ・月江寺駅周辺地区景観拠点 ①看板建築の修復及び復活による町並み整備を図る。 ②レトロな空間を活用したアートやグルメによるまちの活性化を図る工夫をする。 ・北・東・西エントランス景観拠点 ②国道138号と富士見バイパスの交差部は、市の東の入り口に当たる。ここは市の歴史の入り口でもあり、歴史を感じさせる景観創造を行う。
-----------	--

3) 富士吉田市観光推進計画（2023(令和5)年10月）

計画の位置づけ	総合計画や諸計画との整合性を図りながら、富士吉田市の観光に関して、施策展開の考え方と取り組みの方針を定めた計画です。	
計画の概要	将来ビジョン：富士山が育む歴史・文化・風土に誇りを持つとともに、地域の環境を守り、世界の人たちから愛されるまち 計画期間：2023（令和5）年10月から2028（令和10）年9月まで（計画期間10年間） 数値目標：（KPI）：2028(令和10年) 入込数▶655万人 観光消費額▶576億円 ・魅力ある観光地形成を目指すための基礎となる取り組みである「A. 基盤整備」と、観光地の独自性や魅力を引き出し訪れる価値を高める取り組みである「B. 付加価値化」で将来ビジョンを実現します。	
文化資源に係る取組	視点	具体的な取り組み
	A. 基盤整備	A-1. 広報・情報発信・デジタル化対応 A-2. 広域連携・周遊観光による誘客促進・市内における回遊促進 A-3. インバウンド受け入れ整備と誘客促進 A-4. 地域人材が活躍・定着できる場づくり A-5. 観光 DX の推進
	B. 付加価値	B-1. 富士山の歴史と文化を活かした観光の魅力づくり B-2. 地域資源の磨き上げ・ブランド化「水」「食材」「祭り・イベント」 B-3. まちなか観光としての魅力創出「西裏地区」「アート」「織物」 B-4. 新たな旅行スタイルの定着化「サステイナブル」「スポーツ」「教育」 B-5. 富士吉田滞在の上質化

4) 富士吉田市デジタル田園都市構想人口ビジョン・第3期地域創生総合戦略（2024（令和6）年度）

計画の位置づけ	第6次富士吉田市総合計画が示す具体的施策に基づき、地域創生・人口減少対策、そして「誰もが便利で快適に暮らせる社会」を実現するための重要な施策を発展的にまとめています。
計画の概要	地域ビジョン：「誰一人取り残さない“ひと”中心の持続可能なまち」 地域ビジョンのもと、「富士吉田市に仕事をつくる」、「富士吉田市への人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な富士吉田市をつくる」の4つの施策の方向性を定め、これに加え3つの横断的目標「富士吉田市の都市イメージの向上と戦略的な情報発信」、「デジタル社会と暮らしやすさの調和」、「「富士みち」を活かしたまちの活性化」を掲げています。

文化資源に係る取組	●魅力的な富士吉田市をつくる ①魅力的なまちの形成 ・北口本宮富士浅間神社周辺エリア活用及び麓からの吉田口登山道の整備 北口本宮富士浅間神社周辺エリアの歴史文化資産を活かしながら、市民と観光客が交流する富士吉田の新たな地域づくり・まちづくりの拠点に位置付けるとともに、かつて信仰の道として賑わっていた吉田口登山道の景観を保全・復元し、文化資源として高付加価値化を図ることで、他の観光施設との差別化を図ることを目指します。 ・道の駅リニューアル整備及びその周辺エリアの一体的な活用による更なる誘客促進 本市の東の玄関口としての機能を有する道の駅及びその周辺エリアについて、誘客・集客及び利用者の利便性向上を図るべく、リニューアル整備を進めます。また、富士の杜・巡礼の郷公園にある「ふじさんミュージアム」や「鐘山の滝」などの地域資源を含めた公園全体の更なる利活用を検討し誘客を促進します。 ・地域の魅力を活用したまちづくりの推進 雄大な富士山の眺望、富士山信仰により発展した御師の町並みなどの資源を有効に活用し、より魅力ある町並みを創出するために、富士山の眺望景観を阻害する要因を取り除き、良好な景観が未来に引き継がれ、新たな魅力ある町並みを創造するため、規制、誘導に努めます。 ・大学等との連携によるまちづくり事業の推進 昭和大学との連携による調査研究により市の実態を把握し、現状に即した事業の充実を図ります。また、慶應義塾大学との連携による調査研究等の知的支援を活用し、地域発展に繋がるまちづくりを推進していきます。 ②郷土愛の醸成と特色ある教育環境の整備 ・郷土愛教育の推進 市内の小中学校では学校行事や特色ある教育活動など様々な体験活動を通して富士山教育を進めます。生まれ育った地域への理解を深め、郷土愛の醸成を図ります。児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を充実させ、未来の富士吉田市の活力を生み出す人材を育成していきます。ふじさんミュージアムの施設を利用し、富士山教育を充実させていきます。また、市内小中学校で富士山学習の学習発表会を継続して行い、富士山や地元を誇りを持つ子どもたちを育成していきます。高校生など若年層を対象に、地域独自の伝統を守り、地域に根差して活躍している産業への取材・職場体験・商品開発等、地域資源と関わる事業を実施し、富士吉田市で「働く・暮らす」そして地域をマネジメントする、地域への興味関心の高い人材の育成をします。
-----------	--

5) 富士吉田市地域防災計画（2022（令和4）年3月）

計画の位置づけ	この計画は、災害対策基本法第 42 条及び大規模地震対策特別措置法第 6 条第 1 項の規定により、富士吉田市防災会議が作成する計画です。
計画の概要	本市の災害に関し、市の処理すべき事項や地域内の防災機関を包含した総合的、機能的な計画として定め、すべての機能を効率的に発揮して防災活動を行うことを定めています。編成は総則編、一般災害編、地震編、富士山火山編、資料編の 5 編から成り、それに対する市の基本方針をまとめています。
文化資源に係る取組	●一般災害編・地震編 第9節 文化財災害予防計画 ・文化財の防災施設 火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進します。また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により消火設備の促進を図ります。これら指定文化財の防災施設については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付します。なお、補助金の率は、国指定では 50% から 85%、県指定文化財では 1 / 2 以内とする。 ・文化財災害予防計画及び対策 文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令及び富士吉田市文化財保存活用地域計画に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。 ●富士山火山編 ・富士山の火山災害に係る県内外の市町村及び防災関係機関との、火山防災対策の検討体制や連携体制の整備を行います。 ・安全な土地利用、公共施設等の安全性確保、砂防・治山施設の整備、情報発信拠点等の整備、ライフライン施設等の安全確保により、災害に強いまちづくりを行います。 ・火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育に努めます。また、市火山避難計画に則った噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図り、市火山避難計画に反映させます。 ・要配慮者利用施設や宿泊・観光施設等の防災対応力の向上を図ります。 ・噴火発生時の速やかな避難のため、緊急輸送体制や道路啓開体制の整備を進めます。また、負傷者を想定した医療救護体制の整備の充実を図ります。 ・事前に住民が自主的に食料及び生活必需品の調達や飲料水の確保を行うように指導し、自助努力で確保できないものを緊急物資として斡旋します。 ・防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図るとともに、災害ボランティア支援体制の整備を進めます。

（４）県及びその他主体の計画概要

本計画では、「山梨県文化財保存活用大綱」を勘案し、「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」、「特別名勝富士山保存管理計画」、「史跡富士山保存管理計画（山梨県版）」と調整します。

１）山梨県文化財保存活用大綱（2020（令和２）年３月）

計画の 位置づけ	この大綱は、文化財保護法第183条の2第1項の規定に基づく、山梨県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の方向性を示すものです。
計画の概要	●将来像 行政や文化財所有者だけでなく、民間団体など多様な関わりによる地域一体の取組により文化財の保存が図られ、まちづくりや地域振興へ活用されている。 ●方向性と県が主体となって講じる措置 ①継承・維持管理に関する方向性 「地域の多様な関係者が共に支える文化財の保存・継承の取組を促進する。」 （１）指定文化財の所有者等に対する修理・整備等に対する支援 （２）指定文化財の所有者等に対するその他の支援 （３）域内の市町村や博物館等における専門人材の育成・確保 ②文化財の価値の共有化に関する方向性 「文化財の魅力や価値の共有による地域のアイデンティティの確立を促進する。」 （１）文化財の調査・指定 （２）価値や魅力の共有化 ③活用に関する方向性 「文化財を活用し、来訪者を増加させる地域の魅力づくりを促進する。」 （１）情報発信等 （２）その他の取組
富士吉田市 に係る取組	●市町村への支援 １ 市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援 ・県文化財保護審議会委員など専門家との仲介や調整、派遣等に積極的に関与するなど、文化財保存等に関する技術支援・情報提供等に努めます。 ・修理、美装化等の事業を推進するために要する経費の補助予算確保や、クラウドファンディングなどの新たな資金調達の手法についての情報共有に努めます。 ・他部局や民間団体と連携し、市町村単独では難しい域外への情報発信の支援に努めます。 ２ 市町村の文化財保存活用地域計画作成の支援 ・県内市町村が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに文化財保存活用地域計画作成できるよう、市町村が設定する文化財保存活用地域計画作成のための検討会に県から委員等として参画するほか、市町村からの相談内容に応じて、国や県等の関係機関や民間団体等との連絡・調整や作成についての情報提供に努めます。

2) 世界文化遺産富士山包括的保存管理計画（2022（令和4）年3月）

計画の位置づけ	世界文化遺産富士山の顕著な普遍的価値を次世代へと継承するため、その包括的な保存管理の方針及び行動計画について定めたものです。静岡県、山梨県及び関係する国機関、市町村により策定されました。
計画の概要	世界文化遺産富士山の資産及びその周辺環境の現状を把握し、解決すべき課題の整理を行った上で、一体的な保存管理の方向性及び課題を解決するための施策を明示しています。また、資産の保存管理及び周辺環境の保全の施策を実際に進めていくための行動計画を定め、具体的な工程を明示しています。
富士吉田市に係る取組	第2章 顕著な普遍的価値の言明及び構成資産 2. 構成資産 1 富士山城 1-5 吉田口登山道 1-6 北口本宮富士浅間神社 9 御師住宅（旧外川家住宅） 10 御師住宅（小佐野家住宅） 22 吉田胎内樹型 第9章 行動計画の策定・実施（※実施主体に富士吉田市が含まれるものを抜粋） 2. 方法 （1）資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止 ア. 開発・都市基盤施設の整備による影響への対応 2）各実施事業の概要 ア）市町村景観計画の支援 エ）富士山の眺望箇所及び構成資産周辺における修景整備 オ）富士山周辺地域の道路の無電柱化 イ. 自然環境の変化への対応 イ）温暖化への対応 ウ）生物多様性への対応 ウ. 自然災害への対応 ア）災害対策（全般） イ）噴火対策 カ）山火事対策 エ. 来訪者及び観光による影響への対応 ア）富士山における来訪者管理 イ）登山者・来訪者に対する安全対策 ウ）混雑緩和のための対策 エ）ごみ・廃棄物対策 オ）し尿対策 カ）便益施設の整備 （2）各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備 イ. 各実施事業の目的・概要 ア）構成資産・構成要素の保存管理（全般）

富士吉田市に係る取組	①建造物の火災・地震対策 イ) 富士山城 ⑤吉田口五合目の整備 ⑥北口本宮富士浅間神社の保存修理 コ) 展望景観の保存対策 ①間伐等の森林整備による森林景観の維持・改善 (3) 資産の公開・活用 イ. 各実施事業の目的・概要 ア) 富士山総合学術調査の実施 エ) 富士吉田市歴史民俗博物館の周辺整備 カ) 地域住民等との連携・普及活動 ケ) ガイドの養成
------------	---

3) 特別名勝富士山保存管理計画（2006（平成18）年3月）

計画の位置づけ	1952（昭和27）年に特別名勝に指定された富士山の保存管理方針を定めたものです。
計画の概要	富士山は、その秀麗な景観が、我が国の象徴として欠くことのできないものであるとして、特別名勝に指定されました。富士山が持つ本質的価値を明らかにするとともに、これを次世代に継承していくために保存・管理の方法を定め、具体的な現状変更等の取扱基準を定めています。
富士吉田市に係る取組	保存管理の方法 地区区分に基づき保存管理の方針を定める。 A地区：富士山の文化的価値の中核部をなす中核地域であるため、厳格な保存管理を行い、登山者の安全と調和を図る。土地の形状、植生、建築物・工作物は現状維持とする。 B地区：富士山有料道路五合目終点施設集団地区は景観と周辺環境へ最大限の配慮を求めつつ、多くの環境客の便宜との調和を図る。国有林諏訪の森は歴史的に形成された林であり、現状維持とする。 C地区：ほとんどが人工林だが、歴史的・自然的に価値が高い地域と接している。生活・正業に配慮しつつ、自然環境や景観保護のため慎重な保護管理を行う。 D地区：林業等が行われ工場や住宅が点在する地域であり、生活生業へ配慮しつつ慎重に保護管理を行う。 E地区：市街地内にあり、生活生業に配慮しながら景観の保全を図る。 整備・活用の考え方 ・今後も引き続き山梨県、関係市町村をはじめ、環境省・文化庁とも連携しながら、保存管理計画の目的達成のために継続した取組を行う。富士山は多くの登山者や観光客が訪れるため、登山道の整備や侵入防止策の設置を計画的に進める必要がある。 ・歴史的要素の中には、自然災害等によってき損し、現存しないものがある。特に登山道沿いの廃屋の管理方法や復元計画は今後の検討課題である。

富士吉田市に係る取組	・吉田口登山道の六合目付近から下の区間は利用者が少ないことから、使用を促進する方策について検討するとともに、江戸時代の登山道調査を行い歴史的価値の啓発に努める。 ・富士山の本質的価値を広く広報・普及するため、富士山の自然や、登山道、宗教的地形の由来とその付近にある祠との関係、社寺等の案内板の設置や、山小屋に残る歴史的要素を紹介するパンフレットやホームページの作成等を行う。
------------	--

4) 史跡富士山保存管理計画（山梨県版）（2012（平成24）年1月）

計画の位置づけ	富士山頂及び周辺にある富士山信仰の関連施設及び関連遺跡等は2011（平成23）年（2012（平成24）年追加指定）に史跡に指定されました。この計画は史跡富士山の保存管理の方針について定めたものです。		
計画の概要	史跡富士山の文化的価値を、山頂信仰遺跡、河口浅間神社、富士御室浅間神社、北口本宮富士浅間神社、吉田口登拝道（登山道）の5つに大分類し、5つの文化的価値のそれぞれの構成要素を整理しています。そして、地区を第1種保護地区、第2種保護地区、周辺地区に区分し、保存管理計画の方針を定めています。		
富士吉田市に係る取組	保存と管理		
	地区区分に基づき、保存管理の方針と取扱基準を定める。（市域が含まれるものを抜粋）		
		第1種保護地区	第2種保護地区
	山頂・登拝道地区	・八合目以上の山頂信仰遺跡 ・吉田口登拝道（中ノ茶屋から八合目以下のうち、旧路面が良好に遺存している区間） （中ノ茶屋、大石茶屋、馬返） ・旧登拝道（馬返富士山禊所～鈴原社、鈴原上） ・信仰拠点（歴史的な山小屋、鈴原社、経ヶ岳等）	・吉田口登拝道（一合目～八合目のうち第1種地区区分を除く） （中ノ茶屋～一合目の現登拝道のうち第1種地区区分を除く）
	神社地区	・北口本宮富士浅間神社（本境内内地の主要な部分及び御鞍石と大塚丘）	・北口本宮富士浅間神社（県道・市道・用水路部など日常生活の中で利用される区域）
整備・活用の方針			
（1）特別名勝富士山の保護精神の継承 特別名勝富士山で培われてきた実績を踏まえて、引き続き山梨県、静岡県、関係市町村、文化庁、環境省と連携し、保存管理計画の取組を行う。 （2）保存のための整備・き損した文化財の原状回復や復元整備 整備にあたっては、整備・修理計画を策定し、き損・劣化を未然に防ぐ。整備計画に基づき、防災・防犯施設の整備や、構成要素の復元整備、改変された構成要素も復元整備を行う。 （3）来訪者の便益等に資する環境整備の推進 史跡富士山の本質的価値とその保存への理解を深め、来訪者が安全に見学できるよう、各構成資産の所有者又は管理団体が、ガイダンス施設やトイレ・駐車場等の便益施設を整備する。 （4）調査研究と公開の推進			

富士吉田市 に係る取組	史跡富士山の歴史は未解明な部分が多いため、自治体や地域住民、関係機関との協力のもと、調査研究を進める。調査研究の成果を公開し、史跡を正しく保存・活用する。 (5) 広報・情報提供の推進 史跡富士山の本質的価値を、解説リーフレットやガイドブック、インターネットウェブサイト、関係市町村の文化財紹介ページ、各種講座や企画展、現地見学会等で情報発信する。
----------------	---

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された国際目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

2016（平成28）年12月に「SDGs実施指針」が策定され、地方自治体においても、SDGs達成に向けた取組を推進することが求められています。SDGsの理念や考え方は、上位計画である第6次富士吉田市総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けた取組の方向性と極めて親和性が高く、本計画においても主に次の7つのゴールの達成を目指します。

表序・1 第2期 富士吉田市文化財保存活用地域計画のSDGsの目標

SDGsのゴール	計画の視点との関連
 ゴール4：質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	保存・活用 地域の祭りや伝統行事等の後継者育成支援や、ふじさんミュージアムを拠点とした文化財の公開・活用の充実を通じて、市民の歴史文化への理解を深めます。
 ゴール6：安全な水とトイレを世界中に 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	保存・活用 本市の歴史文化を伝える河川と湖の環境を保護します。吉田口登山道内に環境配慮型トイレの設置を目指します。
 ゴール8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	保存・活用 民俗文化財調査や台帳整備、文化財建造物等の修理等を計画的に実施します。 また、富士山信仰や吉田口登山道の歴史的価値と中心市街地の観光振興をリンクさせたまちづくりを目指します。
 ゴール11：住み続けられるまちづくりを 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	文化資源を活かしたまちづくり 世界文化遺産富士山を訪れる登山者や観光客と共存しながら新たな事業を創出することのできるまちを目指します。
 ゴール12：つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。	保存・活用 吉田口登山道の保存と活用のための活動計画の実施にあたり、登山客の集中になどによる富士山への環境負荷を最小限におさえる仕組みづくりを目指します。

SDGs のゴール	計画の視点との関連
 ゴール15：陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	保存・活用 自然環境に配慮して吉田城山の間伐や法面对策工事を行います。 文化資源を活かしたまちづくり 吉田口登山道や山小屋の整備にあたり、自然環境や急斜面地に与える影響を十分に検討します。
 ゴール17：パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	推進の仕組みづくり 観光客を含めた市民や各種団体等に関わられた活動ができる体制を構築します。

第4節 本計画における「文化資源」の定義

（1）富士吉田市における「文化資源」

文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を「文化財」と定義し、これらの中で重要なものを指定等して、恒久的な保存措置を図っています。しかし、それ以外にも本市の歴史文化を物語るうえで欠かせない文化的所産が数多くあります。そこで本計画では、文化財保護法が対象とする文化財に加え、地域が大切に守り継承してきた歴史文化に関わるすべてのモノ（有形の所産）やコト（無形の所産）を一体的に幅広く捉えたものを富士吉田市における「文化資源」と定義します。

（2）文化財

文化財保護法第2条に定義される「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」の6つの類型と、法第92条に定義される「埋蔵文化財」、法第147条に定義される「文化財の保存技術」を合わせて「文化財」と定義します。

1）指定等文化財

法や条例に基づく指定等（指定・登録・選定・選択・決定）の対象、あるいは県や市の条例に基づく指定等の対象となっている文化財です。

2）未指定文化財

法や条例に定める文化財の類型に該当していますが、指定等の対象ではない文化財です。

（3）その他の文化資源

法や条例において文化財として定義されませんが、雪代堀と灌漑^{ゆきしろ}に関わる資源など、地域の歴史と文化にとって大切であり、これからも守っていきたいと考えるものを「その他の文化資源」と定義します。

表序・2 富士吉田市における「文化資源」の定義

文化資源の分類						
富士吉田市における「文化資源」	文化財（文化財保護法や条例に定義されるもの）	未指定文化財（指定等に至らないが法の規定に該当するもの） 指定等文化財（国、県、町による指定・登録・選択・選定・決定）	6 類型の文化財	有形文化財	建造物（石造物）	
					美術工芸品	絵画
						彫刻
						工芸品
						書跡・典籍
						古文書
						考古資料
						歴史資料
				無形文化財		
				民俗文化財	有形の民俗文化財	
			無形の民俗文化財			
			記念物	遺跡		
				名勝地		
				動物・植物・地質鉱物		
			文化的景観			
			伝統的建造物群			
			埋蔵文化財			
			文化財の保存技術			
	雪代堀					
	灌漑					
その他の文化資源						

第5節 計画の作成体制と経緯

(1) 計画作成の経緯

本計画の作成にあたり、2024（令和6）年度に富士吉田市文化財審議会を次の通り開催し、委員からの意見聴取、計画の具体的内容についての検討と審議を行いました。

富士吉田市文化財審議会

回	日 時	場 所	主な議題
第1回	令和6年7月10日（水）	ふじさんミュージアム 4階 会議室	・課題・方針・措置一覧表の検討 ほか



図序・3 第1回文化財審議会

(2) 作成体制

本計画の作成にあたり開催した富士吉田市文化財審議会の構成委員は以下の通りです。

富士吉田市文化財審議会

区分	氏名	所属・役職	専門分野
会 長	末木 健	山梨県文化財保護審議委員 山梨県考古学協会 名誉会長	考 古
副会長	菊池 邦彦	富士山巡礼路調査委員会 副委員長 東京都立産業技術高等専門学校 名誉教授	歴 史
委 員	北川 洋	東京農工大学 非常勤講師 山梨県文化財保護指導委員	建 築
委 員	渡辺 儀訓	元 富士吉田市立吉田小学校 校長	郷土史
委 員	外立 ますみ	文化庁文化審議会専門委員 神奈川大学大学院 非常勤講師 常葉大学造形学部 非常勤講師	民 俗
委 員	宮下 仁	元 富士吉田市歴史民俗博物館 館長	郷土史
委 員	馬場 章	学校法人 昭和大学 富士山麓自然・生物研究所 講師	地 学